

令和6年度 小樽市生活困窮者自立支援事業
実績報告書

令和7年10月

小樽市福祉総合相談室「たるさぽ」

目 次

1	「たるさぽ」事業概要	
1-1	概要	1
1-2	「たるさぽ」の体制	1
2	相談支援実績	
2-1	相談件数等	2
2-2	支援方法	3
2-3	相談経路	4
2-4	相談者の年代	5
2-5	相談内容（複数回答）	6, 7
2-6	相談終結者数	8
2-7	相談支援事例	9, 10
3	就労支援実績	
3-1	就労支援実績	11
3-2	就労支援事例	12
4	就労準備支援実績	
4-1	就労準備支援実績	13, 14
4-2	就労準備支援事例	15
5	住居確保給付金支給実績	
5-1	住居確保給付金支給実績	16
6	家計改善支援実績	
6-1	家計改善支援実績	16
7	子どもの学習・生活支援実績	
7-1	子どもの学習・生活支援実績	17
8	その他の取組実績	
8-1	貸付及び現物支給の実績	18
8-2	食料等支給の実績	19
8-3	講師派遣等	20
8-4	イベント開催	20
8-5	無料職業紹介	20
8-6	視察受入等	20
8-7	研修・会議等出席状況	20, 21

1 「たるさぼ」事業概要

1-1 概要

小樽市では、生活困窮者自立支援法施行に合わせ、平成27年4月1日から小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」を開設しました。その後、令和3年度に小樽市の機構改革に伴い、福祉総合相談室「たるさぼ」に名称を変更するとともに、市庁舎内に移転して業務を行っています。

「たるさぼ」では、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却を支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施しています。

具体的には、生活困窮者自立支援法に規定される生活困窮者自立相談支援事業（必須事業）、住居確保給付金（必須事業）及び生活困窮者就労準備支援事業（任意事業）のほか、令和元年度から家計改善支援事業（任意事業）と子どもの学習・生活支援事業（任意事業）を実施しています。

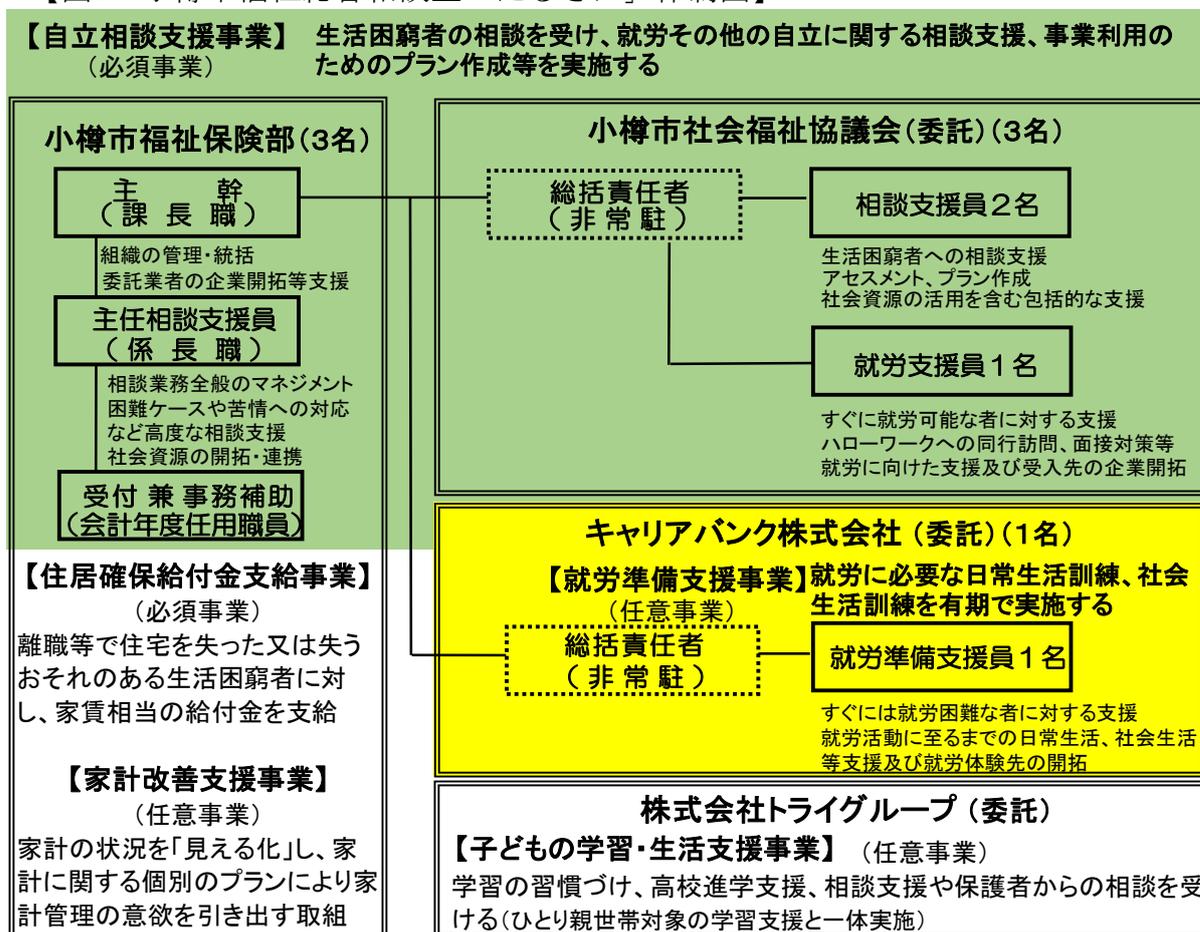
1-2 「たるさぼ」の体制

自立相談支援機関として、市直営＋委託事業者の協働で事業を実施しております。小樽市から主幹（課長職）、主任相談支援員（係長職）、会計年度任用職員（事務補助）を各1名、小樽市社会福祉協議会から自立相談支援事業に係る相談支援員2名及び就労支援員1名を配置しています。なお、主任相談支援員は家計改善支援員も兼ねています。

また、任意事業である就労準備支援事業を実施するため、キャリアバンク株式会社から就労準備支援員1名を配置しています。

そのほか、子どもの学習・生活支援事業として、中学生、高校生の児童をもつひとり親世帯を対象とする学習支援と一体的に実施しており、株式会社トライグループに委託しています。

【図1 小樽市福祉総合相談室「たるさぼ」体制図】

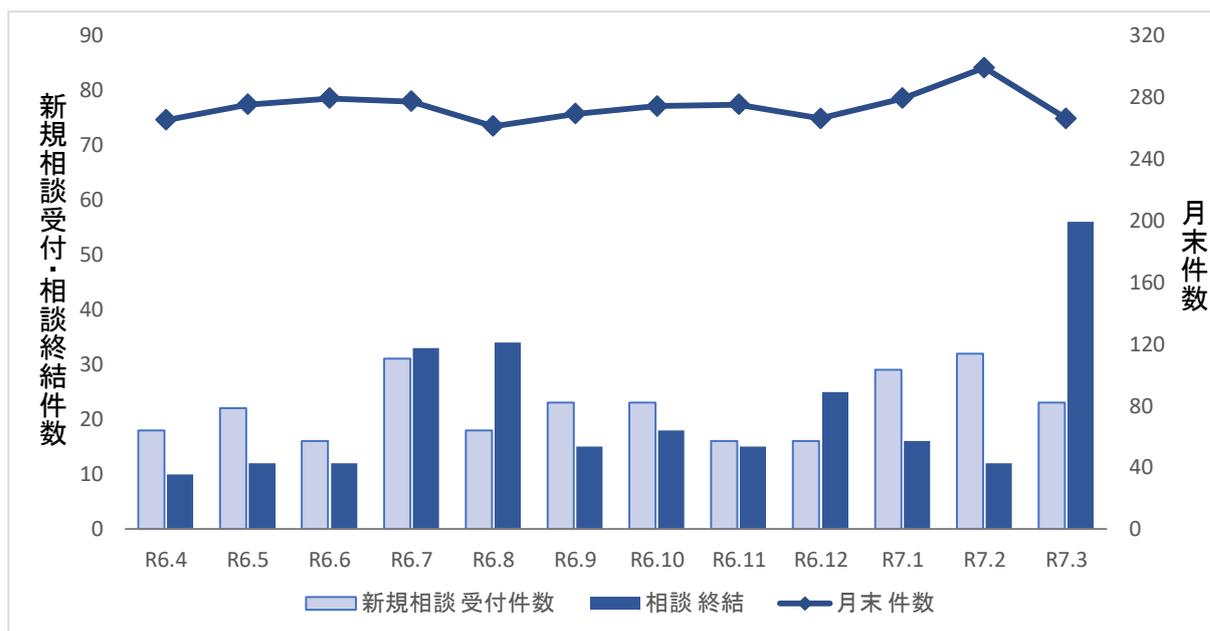


2 相談支援実績

2-1 相談件数等

	新規相談 受付件数			未回答等	延べ 対応件数	プラン作成数		プラン 中断・終結	相談 終結	月末 件数
	男性	女性				新規	更新			
R6.4	18	10	7	1	394	3	0	2	10	265
R6.5	22	12	10	0	351	2	1	2	12	275
R6.6	16	7	9	0	366	1	0	2	12	279
R6.7	31	14	17	0	401	0	0	5	33	277
R6.8	18	11	7	0	366	1	1	2	34	261
R6.9	23	10	13	0	374	2	0	5	15	269
R6.10	23	11	12	0	388	1	0	0	18	274
R6.11	16	9	7	0	321	1	0	0	15	275
R6.12	16	6	10	0	321	2	0	1	25	266
R7.1	29	11	18	0	363	0	0	0	16	279
R7.2	32	16	16	0	317	3	0	1	12	299
R7.3	23	9	14	0	418	0	1	10	56	266
R6年度	267	126	140	1	4,380	16	3	30	258	266
R5年度	238	112	126	0	4,008	23	6	15	178	257
R4年度	211	113	98	0	2,512	24	15	49	689	197
R3年度	476	258	218	0	3,176	50	27	78	180	674

新規相談受付件数、相談終結、月末件数の推移



●分析

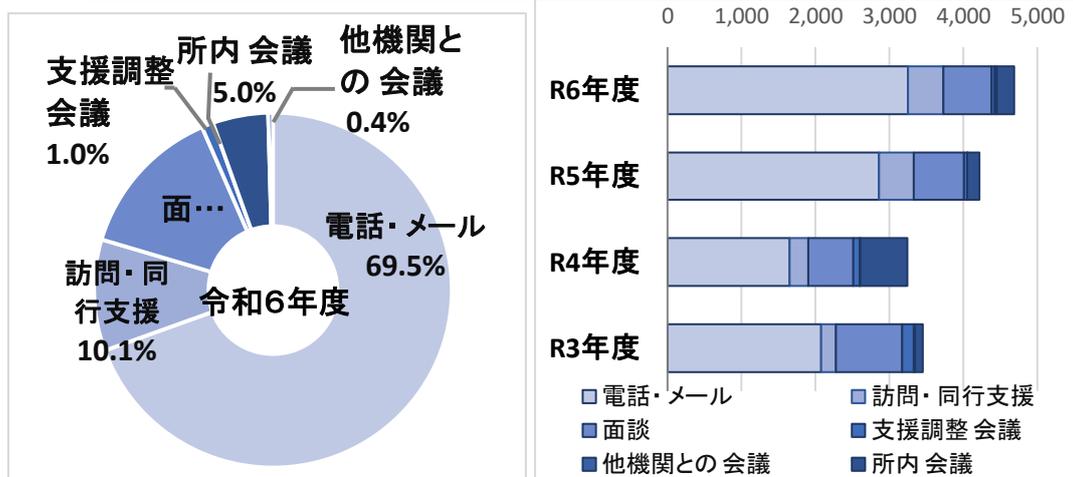
新規相談件数は267件で、前年度に比べて微増となっています。令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の流行（以下、「コロナ禍」と表記）の影響による収入減や、国の各種特例措置の利用により、新規相談件数が大幅に増加しましたが、令和4年度以降の相談件数はコロナ禍以前の水準と同程度となっています。

延べ対応件数については、令和5、6年度は新規相談受付件数および月末件数に比して多くなっています。これは、複数の問題を抱える相談者や強い不安を抱える相談者に対して、こまめに連絡を取った事例が多かったことが要因です。

令和4年度までは男性の新規相談者が多かったのに対し、令和5年度以降は女性の新規相談者が増加しています。これは、コロナ禍において、男性の給与収入の減少に係る相談及びコロナ禍における各種特例制度の利用に係る世帯主（夫婦世帯の場合男性が多い）からの相談が多かったことが要因と考えられます。

2-2 支援方法

	電話・メール	訪問・同行支援	面談	支援調整会議	所内会議	他機関との会議	合計
R6.4	274	58	62	5	8	0	407
R6.5	261	42	48	5	10	0	366
R6.6	276	38	52	3	10	0	379
R6.7	285	44	72	5	31	0	437
R6.8	282	29	55	4	33	0	403
R6.9	274	38	62	7	10	0	391
R6.10	290	36	62	1	18	1	408
R6.11	251	33	37	1	15	0	337
R6.12	248	33	40	3	24	0	348
R7.1	268	37	58	0	16	0	379
R7.2	230	44	43	4	11	0	332
R7.3	315	43	60	11	49	19	497
R6年度	3,254 69.5%	475 10.1%	651 13.9%	49 1.0%	235 5.0%	20 0.4%	4,684 100%
R5年度	2,860 67.8%	469 11.1%	679 16.1%	45 1.1%	164 3.9%	3 0.1%	4,220 100%
R4年度	1,653 50.9%	251 7.7%	609 18.8%	88 2.7%	641 19.8%	3 0.1%	3,245 100%
R3年度	2,075 60.1%	204 5.9%	897 26.0%	155 4.5%	102 3.0%	17 0.5%	3,450 100%



●分析

相談件数は、電話・メールの増加が顕著です。令和6年9月に開設した専用相談フォームからの相談も、メールでの相談として計上しています。電話やメールは心理的障壁が低く、気軽に相談できる手段として有効である一方で、対面の方が効果的な場合もあるため、対面と非対面の利点を状況により使い分けることが効果的と考えています。

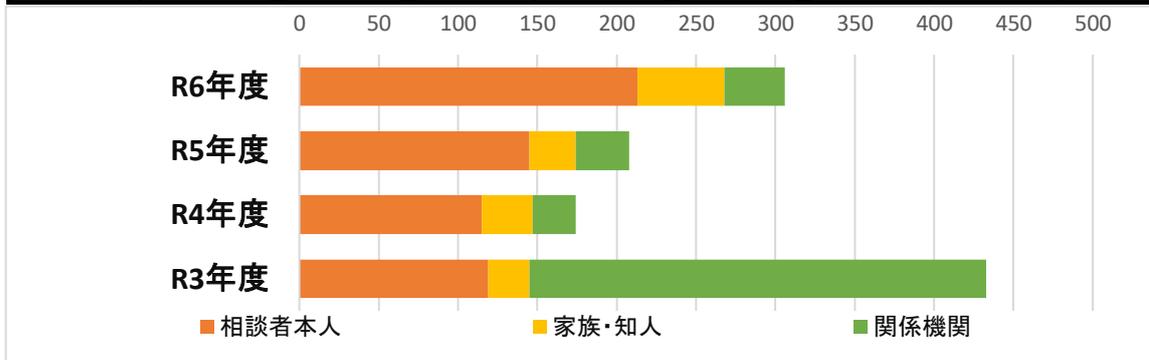
◇同行支援には、市役所での各種手続（生活保護申請、税及び保険料等の収納相談など）のほか、債務整理相談、貸付、通院、企業見学及び面接など、庁外での相談件数も含まれています。

◇週1回の所内ミーティングにより支援状況などの情報共有を図っているほか、月1回、社会福祉協議会の貸付担当者も交えたミーティングを実施し、貸付利用者に係る情報交換と全ケースの進捗状況の確認を行っています。また、相談者の状況に応じて、所内において随時、支援調整会議を行っています。

2-3 相談経路（たるさぼへの相談の端緒/重複あり）

※令和6年度実績報告から、集計項目を修正しました。

	相談者本人			家族・知人			関係機関 福祉・医療等	合計
		民間機関 から 紹介	市他部署 公的機関 から紹介		民間機関 から 紹介	市他部署 公的機関 から紹介		
R6.4	14	8	1	4	2	0	1	19
R6.5	16	6	3	4	2	1	5	25
R6.6	14	7	2	3	2	1	4	21
R6.7	25	14	2	10	4	1	6	41
R6.8	16	7	2	3	2	0	3	22
R6.9	19	11	2	4	2	0	2	25
R6.10	18	10	2	5	3	0	2	25
R6.11	12	7	2	3	1	1	3	18
R6.12	11	7	2	6	5	1	0	17
R7.1	25	17	1	2	2	0	4	31
R7.2	26	13	1	7	2	0	4	37
R7.3	17	6	5	4	1	1	4	25
R6年度	213	113	25	55	28	6	38	306
	69.6%			18.0%			12.4%	100%
R5年度	145			29			34	238
	60.9%			12.2%			14.3%	100%
R4年度	115			32			27	211
	54.5%			15.2%			12.8%	100%
R3年度	119			26			288	476
	25.0%			5.5%			60.5%	100%



●分析

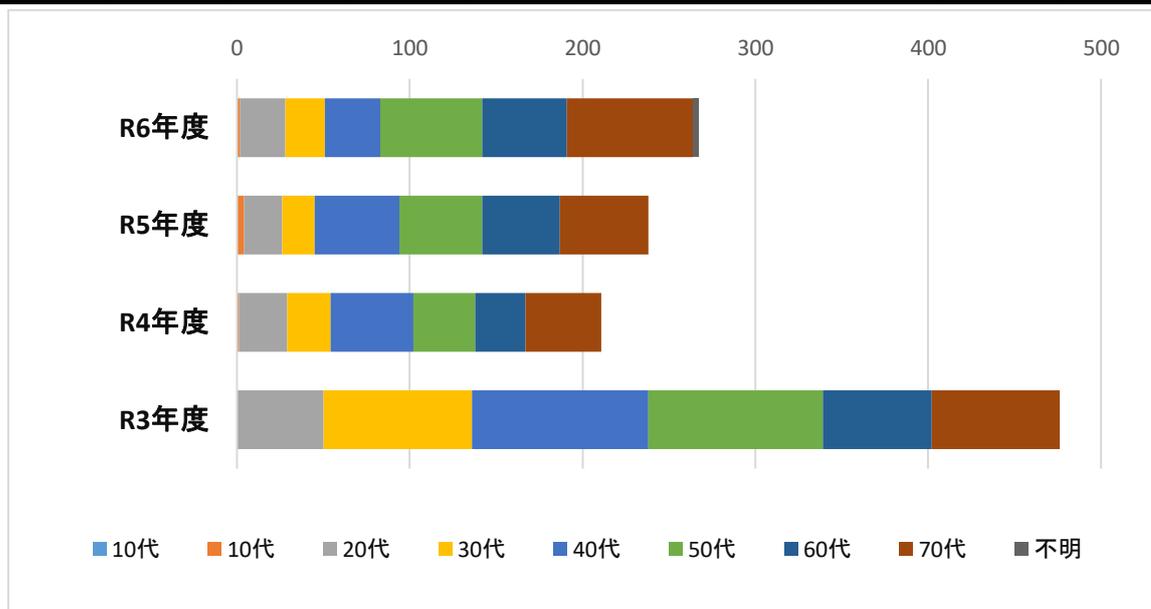
相談経路として、本人からの相談件数が令和4年度以降増加しているのが特徴です。令和2、3年度は小樽市社会福祉協議会から特例貸付の利用に係る相談者の連携が多く、関係機関の件数が増加しました。

【市役所内の他部署】納税課、生活安全課、女性相談室、福祉総合相談室内の他グループ、保険収納課、こども福祉課、保健所、水道局など

【市役所外の関係機関の例】居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市議会議員、民生児童委員、ハローワーク、小樽市社会福祉協議会、医療機関、警察など

2-4 相談者の年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
R6.4	0	2	0	3	5	3	5	0	18
R6.5	0	4	3	4	5	3	3	0	22
R6.6	0	0	2	3	3	2	6	0	16
R6.7	0	2	3	3	9	4	10	0	31
R6.8	0	3	0	2	6	2	5	0	18
R6.9	0	1	1	5	7	5	4	0	23
R6.10	0	4	3	3	3	6	3	1	23
R6.11	0	1	2	1	2	2	8	0	16
R6.12	0	1	2	3	2	2	6	0	16
R7.1	0	3	1	1	7	7	10	0	29
R7.2	1	2	3	2	8	7	7	2	32
R7.3	1	3	3	2	2	6	6	0	23
R6年度	2 0.7%	26 9.7%	23 8.6%	32 12.0%	59 22.1%	49 18.4%	73 27.3%	3 1.1%	267 100%
R5年度	4 1.7%	22 9.2%	19 8.0%	49 20.6%	48 20.2%	45 18.9%	51 21.4%	0 0.0%	238 100%
R4年度	1 0.5%	28 13.3%	25 11.8%	48 22.7%	36 17.1%	29 13.7%	44 20.9%	0 0.0%	211 100%
R3年度	0 0.0%	50 10.5%	86 18.1%	102 21.5%	101 21.2%	63 13.2%	74 15.5%	0 0.0%	476 100%



●分析

令和6年度は直近4年度の比較で40代の相談者の割合が減少し、70代の相談者の割合が増加しているのが特徴的です。

令和2、3年度はコロナ禍による稼働収入減に関する相談者が20代から50代を中心に大幅に増加していましたが、令和4年度以降は高齢者、特に70代の相談者の割合が増加傾向にあります。

相談者の年代と相談内容との関連性についての分析は、6、7ページの「2-5 相談内容（複数回答）」に記載しています。

2-5 相談内容（複数回答） ～相談者の年代と相談内容のクロス統計～

※下の表は令和6年度中の新規相談者の相談内容と年代との関連性を表したものです

令和6年度相談内容（複数回答）											新規受付件数 267人					
N=各年代の新規相談者数	～10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代～		不明	
	2人		26人		23人		32人		59人		49人		73人		3人	
相談内容	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)
病気	0	0%	3	12%	3	13%	7	22%	22	37%	21	43%	18	25%	0	0%
けが	0	0%	0	0%	2	9%	0	0%	4	7%	3	6%	1	1%	0	0%
障害（手帳有）	0	0%	1	4%	6	26%	6	19%	12	20%	2	4%	4	5%	0	0%
認知・行動特性に起因する課題	0	0%	1	4%	2	9%	0	0%	3	5%	2	4%	2	3%	0	0%
危機的状況・希死念慮	1	50%	0	0%	0	0%	1	3%	1	2%	0	0%	0	0%	0	0%
その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）	0	0%	11	42%	6	26%	11	34%	26	44%	9	18%	3	4%	0	0%
住まい不安定	0	0%	5	19%	2	9%	3	9%	4	7%	5	10%	9	12%	0	0%
住居喪失・路上生活経験	0	0%	0	0%	0	0%	1	3%	0	0%	1	2%	0	0%	0	0%
経済的困窮	1	50%	14	54%	17	74%	20	63%	39	66%	36	73%	58	79%	0	0%
（多重・加重）債務	0	0%	4	15%	3	13%	5	16%	9	15%	14	29%	9	12%	1	33%
家計管理の課題	0	0%	4	15%	5	22%	4	13%	7	12%	7	14%	14	19%	0	0%
就職活動困難	0	0%	8	31%	1	4%	9	28%	16	27%	6	12%	3	4%	0	0%
就職定着困難	0	0%	3	12%	1	4%	6	19%	6	10%	1	2%	0	0%	0	0%
生活習慣の乱れ	0	0%	1	4%	0	0%	0	0%	1	2%	1	2%	1	1%	0	0%
社会的孤立・孤独	0	0%	0	0%	2	9%	2	6%	3	5%	0	0%	1	1%	0	0%
家族関係・家族の問題	0	0%	8	31%	6	26%	6	19%	15	25%	6	12%	17	23%	1	33%
介護	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	3%	1	2%	3	4%	0	0%
子育て	0	0%	1	4%	3	13%	3	9%	1	2%	0	0%	0	0%	0	0%
不登校	1	50%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
青少年期の行動課題	0	0%	0	0%	0	0%	1	3%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ひとり親	0	0%	2	8%	5	22%	3	9%	5	8%	0	0%	1	1%	0	0%
家庭内暴力・虐待の懸念	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	1	1%	0	0%
言語・文化的背景に起因する課題	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
コミュニケーションが苦手	0	0%	2	8%	0	0%	4	13%	1	2%	0	0%	2	3%	0	0%
被災	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他	0	0%	1	4%	1	4%	1	3%	5	8%	3	6%	4	5%	0	0%

●各年代の相談内容の主な特徴と旧年度との比較

- ・年代により増減のばらつきはあるものの、全体としては令和5年度に比べて「病気」に関する相談件数が減少しています。
- ・20代から50代にかけて「メンタルヘルス」に係る相談の割合が高く、令和5年度に比べて50代以上の「メンタルヘルス」に係る相談割合が増加しています。
- ・令和5年度に比べて「就職活動困難」「就職定着困難」に係る相談は減少しています。特に30代の相談が大幅に減少し、50代以上の相談も減少しています。
- ・令和5年度に比べて「社会的孤立・孤独」に関する相談件数は減少しましたが、「家族関係・家族の問題」に関する件数は増加しています。いずれも外部に顕在化しにくい課題であり、潜在的な困りごとを抱える方や世帯が存在する可能性を念頭に置く必要があります。

※過去の年度との比較

令和5年度相談内容（複数回答）							新規受付件数 238人							
N=各年代の新規相談者数	～10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代～	
	4人		22人		19人		49人		48人		45人		51人	
相談内容	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)	件数	(件相談 / 割合 / N)
病気	1	25%	4	18%	7	37%	20	41%	15	31%	24	53%	24	47%
けが	0	0%	0	0%	0	0%	2	4%	5	10%	2	4%	2	4%
障害（手帳有）	0	0%	0	0%	2	11%	7	14%	6	13%	3	7%	2	4%
認知・行動特性に起因する課題	1	25%	4	18%	2	11%	4	8%	2	4%	3	7%	2	4%
危機的状況・希死念慮	0	0%	2	9%	1	5%	1	2%	1	2%	0	0%	0	0%
その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）	2	50%	9	41%	7	37%	20	41%	8	17%	5	11%	4	8%
住まい不安定	1	25%	2	9%	1	5%	5	10%	1	2%	7	16%	6	12%
住居喪失・路上生活経験	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
経済的困窮	2	50%	16	73%	15	79%	33	67%	37	77%	35	78%	40	78%
（多重・加重）債務	0	0%	4	18%	1	5%	10	20%	16	33%	12	27%	8	16%
家計管理の課題	0	0%	4	18%	1	5%	4	8%	5	10%	6	13%	9	18%
就職活動困難	1	25%	10	45%	9	47%	12	24%	12	25%	16	36%	9	18%
就職定着困難	0	0%	7	32%	6	32%	11	22%	10	21%	5	11%	2	4%
生活習慣の乱れ	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	0	0%	1	2%
社会的孤立・孤独	0	0%	4	18%	3	16%	6	12%	3	6%	2	4%	3	6%
家族関係・家族の問題	1	25%	5	23%	2	11%	7	14%	8	17%	7	16%	16	31%
介護	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%	1	2%	2	4%	5	10%
子育て	0	0%	2	9%	2	11%	4	8%	0	0%	0	0%	0	0%
不登校	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
青少年期の行動課題	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ひとり親	0	0%	0	0%	5	26%	5	10%	3	6%	1	2%	0	0%
家庭内暴力・虐待の懸念	0	0%	0	0%	1	5%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%
言語・文化的背景に起因する課題	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
コミュニケーションが苦手	0	0%	2	9%	0	0%	5	10%	1	2%	1	2%	0	0%
被災	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他	1	25%	0	0%	0	0%	0	0%	2	4%	0	0%	3	6%

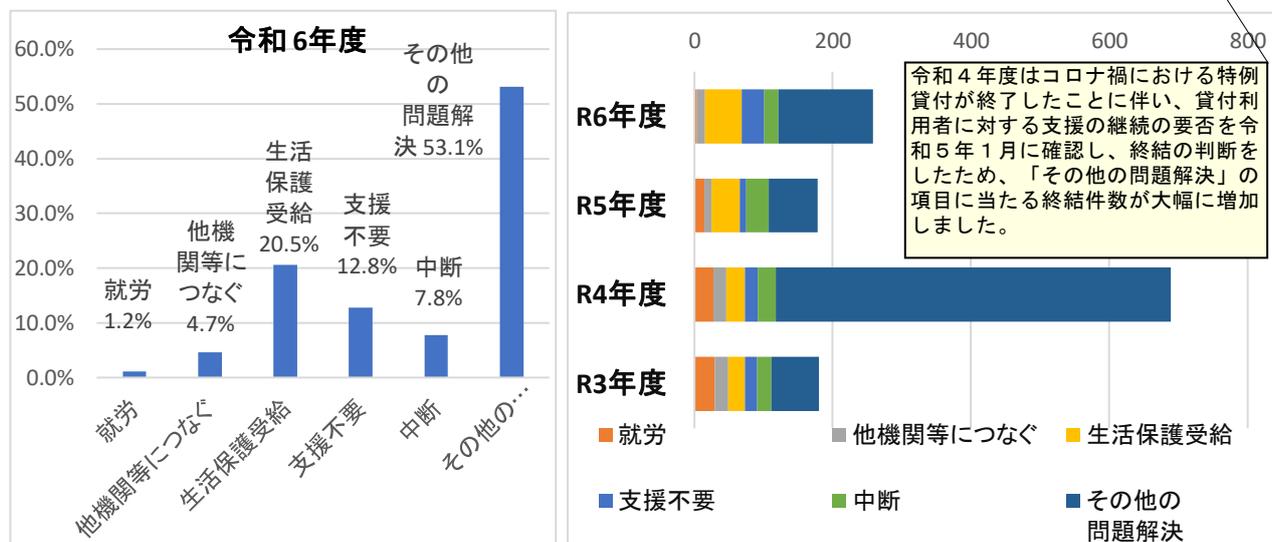
●各年代の相談内容の主な特徴

- ・40代以上では病気、（多重・加重）債務に関する相談割合が他世代より高い。
- ・40代以下ではメンタルヘルスに係る相談割合が他世代より高い。
- ・20代以下と70代以上では家族関係に係る相談割合が他世代より高い。
- ・全年代を通じて就職に関する相談が一定割合あることから、比較的高齢の相談者でも高い就労意欲がある方や、生活費や医療費の工面のために就労の必要がある方がいることが伺えます。

2-6 相談終結者数

	就労	他機関等 につなぐ	生活保護 受給	支援不要	中断	その他の 問題解決	合計
R6.4	0	0	2	2	1	5	10
R6.5	0	1	4	0	1	6	12
R6.6	0	0	4	0	2	6	12
R6.7	2	0	6	11	2	12	33
R6.8	0	2	2	7	2	21	34
R6.9	0	1	3	3	0	8	15
R6.10	0	1	6	1	1	9	18
R6.11	0	3	3	1	0	8	15
R6.12	0	0	6	2	4	13	25
R7.1	0	2	3	0	1	10	16
R7.2	0	1	4	1	0	6	12
R7.3	1	1	10	5	6	33	56
R6年度	3 1.2%	12 4.7%	53 20.5%	33 12.8%	20 7.8%	137 53.1%	258 100%
R5年度	14 7.9%	11 6.2%	41 23.0%	9 5.1%	32 18.0%	71 39.9%	178 100%
R4年度	27 3.9%	19 2.8%	27 3.9%	19 2.8%	26 3.8%	571 82.9%	689 100%
R3年度	29 16.1%	20 11.1%	24 13.3%	18 10.0%	20 11.1%	69 38.4%	180 100%

※「その他の問題解決」の例：一時的な生活資金の不足・貸付、家計の問題などの解決



●分析

令和6年度は前年度に比べて、主に「支援不要」や「その他の問題解決」の増加を主要因として、終結件数が増加しています。「支援不要」の増加については、たるさぼへの相談のハードルが下がっていることが一因である可能性があります。一方で、安易な終結判断となっていないかを精査すること、終結後の問題の再発防止のためのフォローアップと再相談となった際に備えることが非常に重要です。

また、「2-1 相談件数等」にあるとおり、延べ対応件数は前年度に比べて増加しており、支援員の体感としても、早期終結（「支援不要」「その他の問題解決」）の事例と、複数の問題を抱える相談者や強い不安を抱える相談者に対して、こまめに連絡を取った事例とに、相談者の傾向が二極化していることが伺えます。

2-7 相談支援事例 【1】得意分野を活かした社会参加への一歩

(本人の状態・訴え)

ご本人はアルバイト経験はあるものの、定職に就いたことがなく、将来への不安を抱えていました。人と話す機会が限られており、もっとコミュニケーションを取りたいという思いがある一方で、自分に向いていることや希望する仕事に分からず、悩まれていました。

(母親からの相談)

ご本人が「たるさぼ」への相談を希望される約2年前、母親が保健所の相談員を通じて来所されました。当時はご本人との直接的な関わりには至りませんでした。時期を見て母親と連絡を取りながら様子を伺っていました。その後、母親が体調を崩して入院され、退院後には「今は見守りたい」との母親からの希望があり、連絡は途絶えていました。

(初回面談)

面談予約は母親からでしたが、当日はご本人が一人で来所され、得意とされているイラスト作品を持参されました。「人との会話が苦手」と話されましたが、相談員とのやり取りには問題なく、落ち着いた様子でした。就労準備支援事業への参加を提案しましたが、抵抗感があるとのこと。参加には至りませんでした。面談自体には前向きであったため、信頼関係の構築を目指し、定期的な面談を提案。次回は新たな作品が完成した際に来所いただく約束をしました。

(継続的な関わりと社会とのつながり)

初回面談から2週間後、ご本人は完成した作品を持って再来所されました。その後の面談頻度はご本人の希望で週1回となり、風邪や急用での欠席はあったものの、ほぼ毎週「たるさぼ」に来所され、作品を披露してくださいました。

この定期的な関わりが、ご本人にとって生活のリズムを整えるきっかけとなり、挑戦への意欲が芽生え始めました。表情も明るくなり、母親から勧められていた自動車免許の取得にも挑戦されました。一方で、作品制作・面談・家族との関係・新たな挑戦などが重なり、優先順位に悩む様子も見られましたが、これまでの面談を通じて築かれた信頼関係により、ご本人から悩みを打ち明けてくださり、一緒に整理することができました。

ある団体から「会報にイラストを掲載したいので、制作できる方を探している」との話があり、ご本人に提案したところ「やってみよう」と前向きな返答がありました。さらに、ご本人から「親族の知人を通じて、地域の広報誌や市内で発行されている冊子への掲載依頼があり、引き受けた」との報告がありました。

ご本人の得意とするイラストが多くの人々の目に触れる機会となり、「たるさぼ」以外の社会とのつながりが広がるきっかけとなりました。

(支援を通じた気づきと学び)

当初は母親からの相談で、ご本人との面談は難しいのではないかと考えていましたが、結果的にご本人からの就労相談という形で関わることができました。ご本人が自ら相談に来られた背景には、母親の高齢化や体調不良、そして「家族以外の人ともっと関わってみては」という母親からの提案があったことが要因と考えられます。

事前に母親との面談ができていたことや、不定期ながら状況確認の連絡を続けていたことで、「たるさぼ」の支援に対する理解が得られていたことも、支援のきっかけとなりました。

ご本人は就労への関心を示されていたものの、集団での支援には抵抗がありました。そこで個別面談を継続することを最優先にし、信頼関係の構築を目指しました。その結果、ご本人が自分で処理できない悩みを抱えた際に、支援者に自ら相談できるようになったことは、大きな進歩といえます。

就労支援において「雇用されること」だけにとらわれず、ご本人にとって最も適した支援の形を模索することが重要です。今回は、イラスト制作という得意分野を活かすことで、社会とのつながりが生まれ、自立に向けた一歩を踏み出すことができました。

2-7 相談支援事例 【2】生活困窮と家庭内課題に向き合った支援の記録

(本人の状態・訴え)

ご本人は要介護認定を受け福祉用具レンタルのみ利用中の配偶者と二人暮らし。生活はご本人の就労収入（月13～14万円程度）で支えられていましたが、配偶者の病気による入院費がかさみ、公共料金の滞納が発生。支払いが間に合わなければライフラインが停止する可能性がある状況で、貸付を希望して来所されました。

(初期面談)

電気代と携帯代の滞納があり、携帯はすでに停止。電気も翌日に停止予定との訴えがありました。食料支援の提案も行いましたが、ご本人は貸付申請を優先したいとの希望。1週間後に給料と賞与の支給予定があり、一括返済の意思を示されました。生活保護申請も検討されましたが、収入が入った後に所持金を確認し、再度申請する方針となりました。配偶者が申請に同意しないとのことで、まずは生活困窮者自立支援資金の貸付申請を優先し、ライフラインの確保を図ることとなりました。

(過去の相談履歴)

今回の相談の約3年前にも、ご本人から配偶者の入院費滞納に関する相談があり、保証人である子に給与差押え予告が届いたとのことでした。病院側から無料低額診療の案内がありましたが、ご本人は相談に応じず、分納の助言後も連絡は途絶えていました。

(継続的な支援と転機)

今回の貸付は、配偶者の安全確保とご本人の就労継続の観点から、電気と携帯の支払いを優先して実施。返済は遅れたものの一括で完了しました。その後、家賃の滞納が判明し、給料と賞与で一部を支払った結果、通勤交通費が不足。賞与も予想より少なく、ご本人は再度貸付を希望。短期間での繰り返し貸付は困難と伝えましたが、強い希望により、緊急救援資金から1万円を貸付しました。

貸付では一時的な対応に留まることから、生活保護申請を改めて提案していたところ、ご本人のご親族から市の男女共同参画課に配偶者によるDVに関する相談があり、担当課から連絡を受けました。ご本人からも結婚当初からの暴力の実態が確認され、生活費の不足や給与差押えの状況についても話せない状態であることが分かりました。ご親族からは離婚して別の地域に移るよう勧められているとのことでした。

配偶者の担当ケアマネージャー（CM）も訪問してしましたが、入室をさせてもらえず玄関先での対応に留まっており、配偶者ではなくご本人からの聞き取りに頼らざるを得ませんでした。ケース検討会議の開催しようとした矢先にご本人が来所し、配偶者から物を投げつけられたことや、生活保護の話で激高されたことを訴え、自宅に戻りたくないと希望。ご親族に連絡し、迎えに来てもらう対応を取りました。

その後、CM同席で配偶者に経緯を説明し、施設入所の意向を確認。ご本人の同意も得られ、生活保護申請と同時に施設入所の手続きを進め、介護施設への入所が決定しました。ご本人の間では離婚手続きも進められることとなりました。

(支援を通じた気づきと学び)

当初は貸付相談として始まった支援でしたが、結果的にDVの問題が明らかとなり、世帯の分離を余儀なくされ、生活再建に向けた支援へと移行しました。関係機関が多く関わる複合的なケースであり、連携の重要性が改めて認識されました。

ご本人は当初多くを語らず、連絡も途絶えがちであったため、支援者が環境を十分に把握することが難しい状況でした。長年のDVや生活困窮により、先を見通す余裕がなかったことがご本人にとって状況の理解や将来に向けた判断をより難しいものにしたものと推察されます。他方で、ご本人が家を出た後の訪問では、自宅内の状況も深刻で、DVだけでなく、これまで自宅内での配偶者への介護や介助が適切になされていたかも懸念されました。

今回はご親族からの相談が契機となり、支援が進展しましたが、早期にケース検討会議を開催していれば、より早く支援の方向性を定めることができた可能性があります。

このように、表面上の困窮の訴えの背後に、別の深刻な課題が潜んでいることもあります。支援者は、目の前の問題だけでなく、その背景にある根本的な課題を見極める視点を持つことが重要であると改めて感じさせられる事例でした。

3 就労支援実績

3-1 就労支援実績

	就労 (人数)	増収 (人数)	支援メニュー（回数）								備考
			同行訪問	キャリアカ ウンセリン グ	応募書類作 成指導	面接指導面 接同行	企業・求人 開拓	定着支援 (企業訪問 等)	定着支援 (本人電話 等)	その他	
R6.4	5	0	1	27	2	0	1	0	1	15	
R6.5	2	0	2	14	0	1	10	0	3	2	
R6.6	1	0	1	9	0	0	7	0	2	2	
R6.7	1	0	3	8	0	0	1	0	4	5	
R6.8	0	0	0	2	0	0	2	0	2	0	
R6.9	0	0	2	8	0	0	4	0	4	6	
R6.10	1	0	4	10	0	0	0	0	2	6	
R6.11	0	0	2	4	0	1	1	1	2	4	
R6.12	0	0	2	12	0	0	1	0	2	7	
R7.1	5	0	1	3	0	0	2	0	7	6	
R7.2	0	0	0	3	0	0	0	0	2	1	
R7.3	5	0	1	27	2	0	1	0	1	15	
合計	20	0	19	127	4	2	30	1	32	69	

性別・年齢

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	左記のうち、就労準備支援事業利用者
男性	0	6	1	8	5	5	1	1	27	20代1名、40代1名、50代2名
女性	0	7	0	4	2	2	2	0	17	20代2名
合計	0	13	1	12	7	7	3	1	44	計6名

※上記「就労準備支援事業利用者(6名)」は就労準備支援事業登録者(8人)のうち、就労準備支援事業と並行して就労支援を行った人数です。

企業開拓(企業数)

連絡(求人問合せ等) 23

訪問(企業見学、面接同行等) 13

●分析と事例

- ・20代から80代まで幅広い年代から就労支援の希望があり、中でも、昨年に続き20代・40代の相談割合が高くなっています。
- ・20代の相談者の中には、コミュニケーションに苦手意識を持っていたり、社会性に課題を抱えている方も少なくありません。そのため、求職活動に至るまでに時間を要するケースが増えてきているように感じます。
- ・長期間ひきこもり状態にあった50代の相談者が、就労準備支援事業に参加し、職場見学を経て応募に至ったケースもありました。採用には至りませんでした。ご本人の意欲を高めるきっかけとなりました。
- ・80代以上の相談者は、これまでで最も高齢の就労相談となりました。生活保護の対象にはならないものの、医療費の負担や物価の高騰により年金だけでは生活が厳しく、就労によって生活の安定を図ろうとするケースも見られました。
- ・本人と求人を出している企業に依頼し、職場見学への同行を積極的に行いました。その際、本人に合った環境であるか、仕事内容が適しているかを確認しました。
- ・令和5年度よりも就労相談の件数が減少しているため、たるさぽの周知活動や企業開拓に、より一層力を入れて取り組む必要があると感じました。
- ・前年度に就労支援を行ったケースについては、継続して定着支援を実施し、本人の就労状況の確認や新たな課題が出ていないかの確認を行うケースが多くありました。

3-2 相談支援事例 不安を抱えながらも就労継続に向けて歩み出した一歩

(本人の状態・訴え)

ご本人は軽作業の仕事に就いていましたが、作業スピードに自信が持てず、自己都合で退職されました。現在は母親と二人暮らしで、年金収入のみで生活しているため、生活費が不足している状況です。できるだけ早く、自分に合った仕事を見つけないという希望を持って来所されました。

(過去の相談履歴)

ご本人は数年前にも「たるさぼ」で相談を受けており、当時は新聞配達をされていました。収入を増やすためにダブルワークを希望され、就労準備支援事業を通じて新たな仕事に挑戦されましたが、元々痛めていた足の負担が大きくなり離職。新聞配達の継続も難しくなることを懸念され、最終的には現職の継続を希望されて支援は終了していました。

(再来所と面談)

今回の相談では、母親と一緒に来所されました。新聞配達を辞めた後、別の仕事に就かれましたが、作業スピードに不安を感じて離職。現在は求職活動中で、できるだけ早期に就労先を見つけないとの希望がありました。面接への不安も強く、うまく話せるか心配されている様子が見受けられました。

(就労支援の取り組み)

ご本人の希望職種を一緒に整理し、企業へ仕事内容の確認や職場見学の依頼を行いました。当初は清掃業務を希望されましたが、足の後遺症が続いており、長時間の立ち仕事や動き回る業務には不安があるとのことで、応募には至りませんでした。

その後、ご本人から品出し業務に関心があるとの相談があり、スーパーの求人を紹介。企業担当者に相談し、仕事内容の確認と支援者の面接同行の了承を得たうえで、ご本人が応募を決意されました。面接では、ご本人が主体的に対応され、支援者は苦手な部分のフォローと、業務上の配慮について企業側に相談を行いました。

結果として採用が決まり、就労後は定期的に電話で状況確認を行い、心身の様子を伺いながら定着支援を継続しました。3か月を過ぎた頃から、業務量やスピードへの負担を感じるようになり、直接面談を通じて不安の整理と継続支援を実施。その後、職場で同僚から厳しい指摘を受けるようになり、自信を失いかけているとの訴えがありました。

「たるさぼ」から企業へ連絡を行い、面接時の担当者が改めてご本人と面談。状況を理解していただき、「ここまで頑張ってきたのだから辞めるのはもったいない」と評価をいただき、同僚との距離を調整するなどの配慮をしていただきました。これにより、ご本人の精神的負担が軽減され、就労継続が可能となりました。数か月後には「無事に契約更新になった」と、晴れやかな声で報告を受けました。

(支援を通じた気づきと学び)

本ケースは、ご本人にとって2回目の就労相談でした。初回の支援では、複数の就労提案や企業見学を行ったものの、応募に至らず、支援者側が支援により期待していた効果とご本人の就労に向けた現実の行動との間に乖離を感じる場面がありました。しかし、今回は別の職員が対応したことで、過去の印象にとらわれず支援に臨むことができました。また、新聞配達を辞めて収入が途絶えた状況が、ご本人の就労意欲を高める要因となったと考えられます。

就労後も、ご本人が何度も自信を失い、継続が危ぶまれる場面がありましたが、定着支援を丁寧に継続したこと、電話だけでなく面談を通じて状況を確認し続けたこと、そして「たるさぼ」が企業と顔の見える関係を築いていたことにより、企業側との連携がスムーズに行えました。

ご本人が困りごとを抱えた際に、企業担当者として直接やり取りができたことで、職場環境の調整が可能となり、結果として就労継続につながった点は、本事例において特に評価できる支援の成果といえます。

4 就労準備支援実績

4-1 就労準備支援実績

●就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業は、一般就労に向けた準備がまだ整っていない方を対象に、基礎的な能力を計画的かつ一貫して身につけられるよう支援する事業です（実施期間は原則1年以内です）。

この事業では、適切な生活習慣の形成を促す「日常生活自立に関する支援」、社会的な能力を育む「社会生活自立に関する支援」、就労体験の機会を提供しながら、一般就労に必要な技法や知識の習得を促す「就労自立に関する支援」を行います。

（小樽市での実施内容）

◎コミュニケーショントレーニング

朝礼テーマトーク、ボードゲーム、ジェスチャーゲーム、ビブリオバトル（本紹介）、カードゲーム、百人一首、グループワーク（お絵描きしりとり・図形伝達・歴史人物かる

◎就労準備セミナー

履歴書を書いてみよう、求人票の見かた、求人検索の仕方、雇用形態って何だろう、ハローワークツアー、リフレーミング（短所を長所に）、やってみよう面接練習、パソコンで文書作成、職場でのコミュニケーション、電話応対を練習してみよう、ビジネスマナー「メール編」

◎ものづくり

ペーパーモビールを作ろう、エコクラフト、立体折り紙製作・寄付、羊毛フェルトで動物作り

◎生活力講座

美文字を目指そう、七夕飾り作り、クリスマス飾り作り、作ってみよう川柳、書道、読み聞かせ、百人一首、小樽について知ろう「炭鉄港」

◎共同作業

調理実習

◎フィールドワーク・社会見学

春をさがしにお花見遠足、総合博物館運河館へ行こう、市立図書館へ行こう、美術館特別展観覧、市役所お仕事見学ツアー

◎就労体験・ボランティア・企業見学

図書館ボランティア、総合博物館清掃ボランティア、共生カフェ清掃ボランティア、介護予防教室片付けボランティア、高齢者体操教室受付有償ボランティア、合同企業説明会参加、企業見学6社

◎スポーツ

屋内スポーツ、ノルディックウォーキング、歩くスキー、モルック、ボッチャ

●登録者数

登録者 10人 見学／お試し参加 6人

●支援実績（延べ支援回数）

	就労準備 支援プログラム作成	生活自立 に関する 支援	社会自立 に関する 支援	就労自立 に関する 支援	個別求人 開拓	就労後の フォロー アップ	相談 対応	計
R6.4	1	17	17	14	0	1	1	51
R6.5	2	25	25	19	0	0	1	72
R6.6	0	23	23	16	0	1	1	64
R6.7	2	26	26	20	0	1	2	77
R6.8	0	23	23	19	0	0	1	66
R6.9	0	28	28	21	0	2	3	82
R6.10	0	28	28	24	1	0	3	84
R6.11	0	35	35	19	0	0	1	90
R6.12	1	35	35	24	0	1	3	99
R7.1	0	28	28	19	1	0	0	76
R7.2	1	28	28	25	0	0	1	83
R7.3	0	29	29	26	0	0	5	89
計	7	325	325	246	2	6	22	933

●事業所開拓

就労経験の少ない利用者にとって、職場見学や就労体験は、働くことへの不安を和らげ、自己理解や仕事理解を深める貴重な機会となります。しかし、企業側が受け入れを採用前提と捉える傾向が強く、職種が定まっていない利用者とのマッチングが難しい場面も少なくありません。特にコロナ禍以降は、企業との関係が希薄になり、再連携が課題となっています。

今後は、事業内容への理解を促進し、人材確保における支援の意義を丁寧に伝えることで、ミスマッチの防止や人材定着への効果を説明していくことが重要です。利用者の状況や段階に応じた就労体験の場を確保するためにも、地域資源を活用し、協力事業所の開拓を組織的かつ継続的に進めていく必要があります。

●分析

本事業の利用者は、若年層に限らず、中高年層やひきこもりの経験がある方、生活困窮で支援を必要とする方、発達や知的な特性により支援を必要とされる方など、年齢や背景が多様です。そのため、まずは支援者との信頼関係を築くことから始め、世代間の価値観や経験の違いに配慮した柔軟な支援が求められます。

多くの利用者は、過去の経験から自尊感情や自己有用感を失い、他者との関わりに不安を抱えている場合があります。そこで、他の利用者との緩やかなつながりを通じて安心できる関係性を築き、自信を回復していくことが重要です。レクリエーション等を取り入れた段階的な社会参加の支援は、その一助となります。

また、特性の度合いや生活状況に応じて、医療機関や福祉制度との連携を図ることも欠かせません。1年の支援期間内での就労が難しいケースも多いため、地域活動やボランティアなどを通じた社会参加を促進し、就労意欲の向上につなげていく必要があります。

今後は、多様化するニーズに対応するための資源開発を進めるとともに、事業のさらなる周知を強化していくことが課題です。

4-2 相談支援事例 社会とのつながりを取り戻しながら、次の一步へ向けた準備を重ねた日々

(本人の状態・訴え)

ご本人は、かつて加工食品の製造・販売業務に従事されていましたが、職場内の人間関係に悩まれ、心身の不調をきたして退職。その後、他業種での就労も経験されましたが、職場環境が合わず半年で離職となり、以降は長期間にわたり仕事から離れている状態が続いていました。

現在は単身で生活されており、親戚のお子さんの世話をすることもするなど、社会との接点の一部保たれているものの、特に「働く場」における人間関係の構築に対して強い心理的なハードルを感じておられました。ご本人はその要因を「自分のコミュニケーション能力の不足」と自己分析されており、対人関係スキルの向上を目指して自ら話しかけようとする姿勢や努力が見受けられました。なお、持病による通院も継続しており、当初は就労に対する前向きな変化は限定的でした。

(就労準備支援の取り組み)

令和6年5月より、就労準備支援事業を通じた支援を開始しました。主に週1回の集合型レクリエーション活動を中心に、対人関係の構築と生活リズムの安定を目的とした支援を行いました。

① 対人関係スキルの向上

グループゲーム、手工芸、図書館ボランティア、スポーツなど多様なプログラムを通じて、他の利用者との自然な交流を促進しました。支援開始当初は消極的な姿勢が見られましたが、支援者や他の利用者との関係性が築かれるにつれ、挨拶や短い会話が可能となり、笑顔や相槌などの非言語的な反応も見られるようになりました。参加を重ねることで緊張が和らぎ、活動中には他者への声かけや思いやりを示す行動も見受けられました。徐々に自信をつけ、レクリエーション中に自ら発言する場面も増えていきました。

② 就労に向けた準備

履歴書の書き方、模擬面接、ビジネスマナーセミナーなどを適宜実施し、就労への不安を和らげるとともに、実践的な準備を進めました。企業見学や就労継続支援B型事業所の見学も行い、働く場への理解を深める機会を提供しました。ご本人は特に文字を書くことに苦手意識があり、文字を扱う活動には参加せず見学されることもありましたが、支援者が板書した漢字を自主的にノートに書き写し、繰り返し練習を続ける姿勢が見られました。

③ 信頼関係の構築と伴走型支援

支援者は常に肯定的な姿勢で関わり、ご本人が安心して参加できる環境づくりに努めました。活動をとともに行う中で会話の機会を増やし、信頼関係の構築を図った結果、ご本人の主体的な関わりが徐々に増していきました。

(課題と今後の支援方針)

活動の様子から、ご本人は場面によって理解に時間を要することがあり、これが職場での人間関係の構築において困難を感じる一因となっていた可能性も考えられました。今後の支援では、就労に向けた動機づけのさらなる強化や対人関係スキルの継続的な育成に加え、必要に応じて専門機関や医療機関との連携も視野に入れながら、ご本人のペースを尊重した段階的な支援を継続し、「次の一步」へとつなげていく方針です。

(支援を通じた気づきと学び)

長期未就労状態にあったご本人が、集合型プログラムを通じて少しずつ他者との関わりに前向きになり、活動を楽しむ様子も見られるようになったことは、支援の成果として評価できます。支援者や他の利用者とのゆるやかなつながりの中で安心感を得て、自信を取り戻しつつある姿が印象的でした。特に、対人関係スキルや文字に対する苦手意識を克服しようと、自主的に練習に取り組む姿勢には意欲と努力が感じられました。

今後も、段階的かつ丁寧な支援の継続と関係機関との連携を通じた多角的な支援が必要であると考えられます。また、就労意欲の変化が見られにくいケースにおいても、個別的・包括的な支援の在り方を引き続き検討していく必要があります。

5 住居確保給付金支給実績

5-1 住居確保給付金支給実績

●事業概要

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、又は個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合、原則週1回の求人への応募又は面接等の要件を満たすことで、市が定める額（生活保護制度の住宅扶助額）を上限に、家賃額を原則3か月（延長は2回まで、最大9か月間）支給する制度です。

コロナ禍に伴い、令和2年度から4年度の間は要件や手続きを緩和する特例が設けられ、申請が急増した。令和6年度は令和5年度に整備された個人事業主に係る要件や再支給制度が引き続き適用されています。

●事業開始年度

平成27年度

（平成27年度は福祉部相談室所管、平成28年度からたるさぼ所管）

●利用実績

新規…5件 再支給…1件 延長…3件 再延長…1件

年度	相談	申請					決定					中止					
		当初	再支給	延長	再延長	再々延長	当初	再支給	延長	再延長	再々延長	当初	再支給	延長	再延長	再々延長	
R6	4月	2	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7月	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	8月	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	10月	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	3月	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	7	5	1	3	2	5	1	3	2	—	1	0	0	0	0	—
R5	合計	11	9	0	4	4	9	0	4	4	—	2	0	1	1	—	
R4	合計	9	12	12	6	6	11	12	6	6	1	2	1	1	1	0	
R3	合計	52	31	29	19	18	34	31	20	20	2	6	1	6	1	0	
R2	合計	266	89	23	56	36	81	21	54	33	2	8	0	4	3	0	

●令和6年度の動向と分析

令和6年度は前年度に比べ申請・相談件数ともに減少しましたが、給付金の需要が減少したとは言いきれず、母数の少なさによる一時的な変動と考えられます。受給者の就職活動において、ひとり親世帯においてはスキルアップや子育てとの時間的な両立の困難、高齢者においては採用率の低さなど、受給者の事情に応じた課題も見受けられました。

6 家計改善支援実績

6-1 家計改善支援実績

●事業概要

家計の収支を把握できていなかったり、多重債務を抱えていたりするなど、家計管理がうまくいかないため、経済的に困窮する方を対象とする事業。相談を通じ、本人を含む世帯全体の収入や支出の状況を理解してもらい、生活を見直すことで収支を自己管理できることを目標に支援を行います。

●事業開始年度

令和元年度

●利用実績

利用者数 7人

8 その他の取組実績

8-1 貸付及び現物支給の実績

①生活困窮者自立支援資金貸付（小樽市社会福祉協議会）

小樽市に住民登録があり、自立相談支援事業による支援を受けている世帯で、ほかの貸付制度などを利用していない方のうち、所定の期間内に返済が可能と認められる方を対象に、状況に応じて必要な額を算定したうえで貸付を行います。貸付の上限額は10万円ですが、連帯保証人が必要です（3万円以下の貸付の場合は不要です）。

なお、この制度は生活困窮者自立支援制度の開始に合わせて、小樽市社会福祉協議会が新たに設けたものです。貸付を受けるには、自立相談支援機関での相談受付が必須となっています。

②緊急小口資金（北海道社会福祉協議会）

原則として、①と同様に自立相談支援事業による支援を受けている世帯を対象に、10万円を上限として貸付を行います。連帯保証人は不要です。申し込みは、小樽市社会福祉協議会を通じて北海道社会福祉協議会へ行う必要があります。

③生活困窮者物資支援事業（小樽市社会福祉協議会）

自立相談支援事業、または小樽市社会福祉協議会の貸付相談において、緊急または一時的に生活物資の提供が必要と認められる世帯を対象に、年度内で5,000円相当を上限として物資を提供します。この制度も、上記①と同様に生活困窮者自立支援制度の開始に合わせて、小樽市社会福祉協議会が新たに設けたものです。

	生活困窮者 自立支援資金貸付 (小樽市社会福祉協議会)		緊急小口資金 (北海道社会福祉協議会)		生活困窮者物資支援事業 (小樽市社会福祉協議会)	
	件数	金額	件数	金額	件数	内容
R6.4	2	32,000	0	0	4	食料、食料セット、米
R6.5	2	35,000	0	0	6	食料、米、日用品
R6.6	3	70,000	0	0	4	食料、米
R6.7	5	108,000	0	0	3	食料、米
R6.8	1	30,000	0	0	1	食料
R6.9	2	55,000	0	0	1	食料、日用品
R6.10	4	95,000	0	0	3	食料、米、日用品
R6.11	1	30,000	0	0	0	
R6.12	0	0	0	0	2	食料セット、日用品、灯油
R7.1	10	259,000	0	0	9	食料、食料セット、日用品、米、灯油
R7.2	2	60,000	0	0	3	食料、食料セット、日用品、米、灯油
R7.3	6	225,000	0	0	12	食料、食料セット、日用品
R6年度	38	999,000	0	0	51	
R5年度	22	605,000	0	0	34	
R4年度	21	424,000	2	200,000	23	
R3年度	12	237,800	2	200,000	23	
R2年度	22	450,000	5	500,000	29	

●対応

- ・貸付制度を申請する際には、相談者の状況をできるだけ丁寧に聞き取り、自立に向けた支援の方法を検討するため、都度、市社協と協議し、本人の意志を確認しつつ対応しました。
- ・食料や燃料が確保できることで貸付を行わずに済む場合には、物資支援事業の利用のみとしたり、たるさばに保管している食料などを提供するのみにとどめるなど、相談者にとって適切な支援が何かをその都度検討しながら対応しました。

●分析

- ・緊急小口資金の利用はありませんでしたが、生活困窮者自立支援資金貸付の件数と金額は増加しました。特に貸付金額の増加が目立っています。本制度の貸付は食料や光熱費の支払いに充てられる場合が多いですが、冬期間には灯油代の支払いが困難だと訴える相談が多く、緊急的に貸付が必要と判断される世帯が増えています。
- ・今年度は就労が決まり、初回の給料が支給されるまでの生活費を確保するために貸付を申請する世帯が、例年より多く寄せられたことが、貸付件数と貸付金額の増加につながっています。
- ・生活困窮者自立支援資金貸付の申請と同時に、物資支援事業の給付を併せて利用するケースも多く見られました。併給申請が増えた理由としては、昨年に続き物価高騰の影響が大きいと考えられます。
- ・生活困窮者物資支援（主に食料支援）の件数が増加した理由としては、事前に提供する物資を用意しておくことで、より迅速な対応が可能になったことが挙げられます。市社協が独自に食料セットや日用品セット、米を準備し、相談者に提供したことが背景にあります。

8-2 食料等支給の実績

初回の相談時に経済的に困窮しており「食料に困っている」という相談があった場合や、継続的に支援を受けている方で困窮状況が引き続き解消されない場合には、「たるさぽ」がフードバンクなどから提供を受けて保管している食料などを支給しています。

※ 各月の数字は、上段が延べ対象世帯数、下段が提供数

	お米	パツク米	アルファ米	レトルト	缶詰	麺類	飲料	お菓子	その他	計
R6.4	1			1						2
	2			2						4
R6.5		4		3						7
		20		10						30
R6.6		4		7		4				15
		23		32		30				85
R6.7	1	5		12	6	3				27
	1	29		52	9	15				106
R6.8	3	4		5	6	1				19
	3	17		16	9	5				50
R6.9	3	5		8	5	3				24
	3	34		33	9	15				94
R6.10	2	3		5	3	1				14
	2	16		19	8	5				50
R6.11	1	6		4	4	2				17
	2	54		22	7	15				100
R6.12	2	4		1	2	3				12
	2	15		2	2	35				56
R7.1		10		4						14
		85		25						110
R7.2	6	5		3						14
	6	52		14						72
R7.3	6	5		8						19
	6	32		17						55
計	25	55	0	61	26	17	0	0	0	184
	27	377	0	244	44	120	0	0	0	812

●食料支給の提携先団体等（50音順、敬称略）

カーバングル錦屋さいとう 実行委員会
 しあわせネットワークおたる
 ハンズハーベスト北海道
 北海道済生会フードバンク
 ほか、市民の方からも支援あり

8-3 講師派遣等

日付	内容
R6. 6. 11	北星学園大学ソーシャルワーク実践講義 臨時講師（北星学園大学）〔主幹〕
R6. 9. 7～8	小樽くらしたい共生フェス 講演（済生会ビレッジ）〔主幹〕
R6. 10. 29	ネットワーク・らん学習会 講師（勤労女性センター会議室）〔主幹〕
R7. 2. 25	居宅介護支援事業所この葉・若葉職員研修会 講師（いなきたコミュニティセンター）〔主幹〕
R7. 2. 26	重層×困窮シンポジウム 講演（旭川市）〔主幹〕

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-4 イベント開催・出張相談会

日付	内容
R6. 10. 29	たるさぼ出張相談会（済生会ビレッジ）〔主査・相談員〕
R6. 11. 26	たるさぼ出張相談会（済生会ビレッジ）〔主幹・相談員〕
R6. 12. 24	たるさぼ出張相談会（済生会ビレッジ）〔主査・相談員〕
R7. 1. 28	たるさぼ出張相談会（済生会ビレッジ）〔主査・相談員〕
R7. 2. 25	たるさぼ出張相談会（済生会ビレッジ）〔主幹・主査・相談員〕
R7. 3. 25	たるさぼ出張相談会（済生会ビレッジ）〔主幹・相談員〕

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-5 無料職業紹介

H29. 12. 1 無料職業紹介所の届出を行い事業開始

令和6年度 求職登録者数は2名。求人申込受付件数は2件、紹介状発行は2件である。

8-6 視察受入等

日付	内容
R6. 5. 28	行政視察（茨城県つくば市議会）〔主幹〕
R6. 7. 19	行政視察（兵庫県姫路市議会）〔主幹〕
R6. 7. 26	韓国江西区使節団市内視察〔主幹〕
R6. 8. 26	重層的支援体制整備事業視察（江別市）〔主幹〕
R6. 10. 10	行政視察（愛知県東海市議会）〔主幹〕
R6. 10. 11	行政視察（宮崎県宮崎市）〔主幹〕
R6. 11. 5	韓国江西区議員視察〔主幹〕
R6. 11. 13	行政視察（埼玉県三郷市）〔主幹〕

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-7 研修・会議等出席状況

注) []内は対応者。「主任」は主任相談支援員、「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

日付	内容
R6. 4. 10	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R6. 4. 13	おたる子ども未来塾開校式（勤労青少年ホーム）〔主幹〕
R6. 4. 18	どうねっと運営委員会（オンライン）〔主幹〕
R6. 4. 20	ひきこもり家族相談会（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R6. 4. 22	重層的支援体制整備事業先進地視察（鷹栖町）〔主幹〕
R6. 5. 7	重層的支援体制整備事業南樽地区民協説明会（新栄会館）〔主幹〕
R6. 5. 17	どうねっと運営委員会（オンライン）〔主幹〕
R6. 5. 27～31	石川県被災地支援活動〔相談〕
R6. 5. 29	小樽市障害児（者）支援協議会（市別館第2委員会室）〔主幹〕
R6. 6. 6～7	生活困窮者自立支援制度初任者研修会（札幌市）〔主幹・相談員〕
R6. 6. 12	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R6. 6. 13	地域包括支援センター管理者会議（市別館会議室）〔主幹〕
R6. 6. 19	ひきこもり家族相談会（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R6. 6. 19	塩谷福祉会やすらぎ主催 家族相談会〔相談〕
R6. 6. 20	石川県被災地支援活動報告会〔相談〕

日付	内容
R6. 6. 21	どうねっと運営委員会（オンライン）〔主幹〕
R6. 7. 1	2024年度 どうねっとシンポジウム〔主幹〕（ZOOM参加）〔相談〕
R6. 7. 9	（道主催）重層的支援体制整備事業人材養成研修会（オンライン）〔主幹〕
R6. 7. 10	小樽市ケアラー支援協議会（市別館第1委員会室）〔主幹〕
R6. 7. 18	ひきこもり家族相談会（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R6. 7. 19	どうねっと運営委員会・事務局会議（オンライン）〔主幹〕
R6. 8. 6	おたる市民カフェネットワーク会議（済生会みどりの里会議室）〔主幹・主査〕
R6. 8. 16	（市主催）重層的支援体制整備事業人材養成研修（オンライン）〔主幹・主査〕
R6. 8. 16	どうねっと運営委員会（オンライン）〔主幹〕
R6. 8. 17	ひきこもり家族相談会（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R6. 8. 26	令和6年度生活支援員養成講座〔相談〕
R6. 8. 29～30	（市主催）重層的支援体制整備事業人材養成研修（済生会小樽病院講堂）〔主幹・主査〕
R6. 9. 3	消費者被害防止ネットワーク会議（消防庁舎講堂）〔主幹〕
R6. 9. 6	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、住宅セーフティネット制度等の見直し及び令和7年度概算要求状況に関する説明会（オンライン）〔主幹〕
R6. 9. 19	ひきこもりの当事者・家族相談会（レピオ）〔相談〕
R6. 9. 20	自治体コンサルティング（就労準備支援事業）事業ヒアリング（オンライン）〔主幹〕
R6. 9. 20	どうねっと運営委員会・企画会議（オンライン）〔主幹〕
R6. 9. 24	令和6年度改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会（札幌市）〔主幹〕
R6. 9. 30	生活福祉資金貸付事業オンライン説明会〔相談〕
R6. 10. 2	しあわせネットワークおたる生活支援委員会（四つ葉学園）〔主幹〕
R6. 10. 15	市民のためのこころの健康セミナー〔相談〕
R6. 10. 15	あなたの終活セミナー〔相談〕
R6. 10. 16	塩谷福祉会やすらぎ主催 家族相談会〔相談〕
R6. 10. 16	ひきこもり家族相談会（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R6. 10. 17	認知症とともに生きる〔相談〕
R6. 10. 22	小樽市自殺対策計画推進庁内会議（市別館第3委員会室）〔主幹〕
R6. 10. 25	地域生活サポート部会研修会-重層的支援体制整備に学ぶ〔相談〕
R6. 10. 25	小樽市障害児（者）支援協議会地域サポート部会研修会（レピオ）〔主幹〕
R6. 10. 28	自治体コンサルティング（就労準備支援事業）事業面談（たるさば面談室）〔主幹・準備〕
R6. 10. 31	再犯防止×地方創生政策ワークショップ（札幌市）〔主幹〕
R6. 11. 9～10	生活困窮者自立支援全国研修交流大会（愛知県東海市）〔主幹〕
R6. 11. 12～13 11. 23～24	市民後見人養成講座〔相談〕
R6. 11. 13	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R6. 11. 22	令和6年度不登校対策連絡協議会（教育委員会会議室）〔主幹〕
R6. 11. 27	令和6年度地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修会〔相談〕
R6. 11. 30	認知症カフェ×こども食堂（暖カフェ）〔主幹〕
R6. 12. 7	こども・若者の未来づくり会議inEBETSU2024（江別市）〔主幹〕
R6. 12. 10	（道主催）重層的支援体制整備事業人材養成研修会（札幌市）〔主幹〕
R6. 12. 11	わづくりin北海道～若者ケアラーを支える仕組みと連携～（札幌市）〔主幹〕
R7. 1. 6	（道事業）重層的支援体制整備事業に係る道内自治体意見交換会（オンライン）〔主幹〕
R7. 1. 14	（道主催）重層的支援体制整備事業人材養成研修会（札幌市）〔主幹〕
R7. 1. 17	どうねっと運営委員会（オンライン）〔主幹〕
R7. 1. 21	相談援助者向けゲートキーパー養成講座〔相談〕
R7. 1. 21	ひきこもり家族相談会（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R7. 1. 22	孤独・孤立の理解とアウトリーチ相談支援（ZOOM）〔相談〕
R7. 1. 23	小樽不登校・ひきこもり家族交流会茶話会（総合福祉センター）〔主幹〕
R7. 2. 18	知って得する「福祉」の話〔相談〕
R7. 2. 20	こども食堂支援解説セミナー（オンライン）〔主幹〕
R7. 2. 21	ひきこもり家族相談会（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R7. 2. 26	生活困窮者自立支援制度事業説明会（旭川市）〔主幹〕
R7. 3. 1	ひきこもり家族相談会（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R7. 3. 7	どうねっと運営委員会（オンライン）〔主幹〕
R7. 3. 13	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R7. 3. 22	おたる子ども未来塾修了式（勤労青少年ホーム）〔主幹〕
R7. 3. 24	北星学園大学松岡教授インタビュー調査（たるさば）〔主幹・相談員〕